

岐阜県公報

号外 (2) 平成二十一年七月一日

目 次

訓 令 甲

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(職員厚生課)

一
ページ

岐阜県訓令甲第二十六号

各現地機関
中一般

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のよつて定め。

平成二十一年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程（昭和五十三年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のよつて改正する。

第五条第九号中「撮斐総合庁舎」を「衛生管理者が常駐しない総合庁舎であつて、かつ、当該総合庁舎を専ら担当する衛生管理者がいない総合庁舎」に改める。

第十八条中「結核精密健康診断」を削る。

別表第三結核精密健康診断の部を削る。

附 則

この訓令は、平成二十一年七月一日から施行する。

平成二十一年七月一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集 岐阜市三輪ぶりんごあ十三
一 岐 阜 文 芸 社